

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
天竜森林管理署長 吉松 重記

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 物件番号1 事務・生活用品（デスクチェア外）
物件番号2 家電用品（ヘッドセット外）
物件番号3 現場用品（電子ホイッスル外）
物件番号4 アンカーピン
詳細については別紙仕様書を参照
- 2 納入期限 令和8年8月7日
- 3 納入場所 天竜森林管理署
- 4 見積書等提出の日時・場所
日時：令和8年7月9日（木）13時00分まで
場所：天竜森林管理署 総務グループ（経理担当）
※ 郵便による提出を認める。
※ 電子調達システムによる見積提出も可能。
- 5 提出書類
 - (1) 見積書
見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入ください。なお、物品ごとの内訳金額記載を必須としております。税抜き、税込み金額がわかるように記載してください。ただし、電子調達システムへの入力は税抜き価格となることにご注意ください。
 - (2) 下記7の資格を証明できる書類の写し
※ 郵送する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
※ 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 7 必要な資格等 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域の競争参加資格（「物品の販売」）を有する者であること。
- 8 その他
 - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
 - (2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
 - (3) 仕様書の種別3となっている物品のうち、例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積もりする場合は、令和8年7月1日（火）13時00分までに担当者に必要な書類を確認の上提案し、了承を得てください。
 - (4) 請書作成の要否 契約金額に応じ作成

以上

（担当：総務グループ 経理担当）
（電話：053-588-5591）

仕様書

物件番号4 アンカーピン

| 番号 | 物品名 | 規格・品質 | | | 数量 | 単位 |
|----|--------|-----------------------------|----|-----|-----|----|
| | | 規格・品質 | 種別 | 例示品 | | |
| 1 | アンカーピン | 獣害防護柵ソリッドンプロ2.1型W用 鉄製杭 44cm | 1 | - | 150 | 本 |

種別: 1規格・品質欄の規格品

2規格・品質欄の指定内容を満たす物品

3規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

1.納入

納入場所は天竜森林管理署(静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1)

納入期限 令和8年8月7日

2.その他

種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には担当者に予め確認し了解を得ることとする。

また、詳細な事項及び本使用に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせをすること。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、東海・北陸地域の競争参加資格(「物品の販売」)を有する者であること。
※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積依頼書及び仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

天竜森林管理署 総務グループ 経理担当(Tel050-3160-5670)

〒434-0012 静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「天竜森林管理署長」としてください。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者への見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成 23 年 12 月 19 日 23 関経第 161 号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第 1 条 関東森林管理局署等所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積者の資格)

第 2 条 見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積り等)

第 3 条 見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書（様式第 1 号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受領しなければならない。

3 見積者は、見積書を郵便をもって提出する場合には、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等宛での親展で提出しなければならない。

4 押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出することができる。

5 見積者は、見積書を提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6 見積者が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第 2 号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

7 見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(見積りの取りやめ)

第3条の2 見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届(様式第4号)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届(様式第4号)又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

3 見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第3条の3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積合わせの取りやめ等)

第4条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積り)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

一 委任状を提出しない代理人のした見積り

二 記名を欠く見積り

三 金額を訂正した見積り

四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人
が他の見積者の代理をした見積り

六 見積書の提出期限後に到達した見積り

七 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

八 見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り

九 その他、見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

一 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき

二 前項の事実が判明したとき

(見積書等の取扱い)

第6条 提出された見積書等は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(契約の相手方の決定)

第7条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積りについても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積り執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

4 第2項の見積りには、第5条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。

5 郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の見積りを行う。

6 契約の相手方となるべき見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。

7 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第8条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づ

く協議を行わなければならない。

- 5 契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子入札システム等により見積りを行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

(業務等完了保証人)

第9条 契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務の請負契約について、「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について」（平成12年12月1日付け12経第1859号大臣官房経理課長通知）第31条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等またはそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

- 3 前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

(異議の申立)

第10条 見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第11条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附則

この通知は、令和5年2月9日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和8年5月1日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

様式第1号（第3条）

見 積 書

年 月 日

担当官
長

殿

（見積者）

住 所

商号又は名称
代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし

の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 見積書提出に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

様式第4号（第3条の2）

辞 退 届

年 月 日

担当官
長

殿

（見積者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

件 名

上記について、都合により見積りを辞退します。

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において（分任）支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者（又は見積者）を乙と呼称する。
- 2 乙は、契約物品を納入したときはすみやかにその旨を甲に通知する。
- 3 甲は通知があった日から 10 日以内に検査を行うものとし、甲の検査の合格をもって引渡しを完了したものとする。
- 4 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定する期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 5 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 6 乙は天災その他不可抗力による場合以外で、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。
- 7 乙は、物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 8 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙へ返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。
- 9 甲の責に帰する理由により約定期間を経過して支払遅延となった場合は、乙は甲に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定による支払遅延利息を請求することができる。
- 10 引渡し完了後 10 日以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 11 甲は、乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 12 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 13 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提案書

分任支出負担行為担当官

天竜森林管理署長 吉松 重記 あて

会社名

住所

連絡先

下記同等品として提案いたします。

公告日 令和 年 月 日

件名

| 番号 | 例示品 | 提案品 |
|----|------|------|
| ○番 | | |
| | | |
| | | |
| | 規格など | 規格など |
| | | |
| | | |
| | | |